

役員および評議員・委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉田学園福祉会（以下「法人」という。）の役員および評議員・委員の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事ならびに監事をいう。

委員とは、評議員選任・解任委員会の委員をいう。

(役員等に対する報酬)

第3条 常勤する役員に対する報酬は当該役員の委嘱を受けた法人の業務等に係る職責・勤務形態等を勘案のうえ、理事会が決定する。なお役員報酬は年俸制とし、これを月額報酬に分割して支払うものとする。

2. 前項以外の非常勤役員および評議員・委員は無報酬とする。

ただし上記の役職者が理事会や評議員会、委員会に出席したときは、当該出席者に対し、「給与所得の源泉徴収税額表日額表乙欄」を使用して、交通費を含めて計算して、以下の報酬および交通費(各手取額)を支払うことができる。

報酬	10,000 円
交通費	2,000 円

なお、交通費について札幌市外居住者で2,000円を超える場合は報酬と合わせ、総額13,000円の範囲内で実費支給とする。

(決算監査に対する報酬)

第4条 監事が決算について監査を実施したときは、当該監事に対し、報酬10,000円を支払うことができる。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この規定は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。